

ハイエク全集 -5 政治学論集「自由主義とは何か - 自由主義社会の秩序はどうあるべきか(3) - 」

春秋社 2009年12月20日刊を読む

政府の果たすべきサービス機能

1. 市民への行政サービスを提供するために与えられた資源を政府が使う際に、正当なやり方とはなにかについては、ここでは論じることができない。このように、政府にそのための予算が与えられた責務の履行については、次の4点を述べるにとどめたい。第1に、その履行にあたっては、政府にも、個々の市民に適用されるのと同じルールを適用しなければならない。第2に、政府はそのサービスのどれも独占してはならない。第3に、責務履行に際しては、社会のより広範な自生的秩序形成の動きを妨げてはならない。第4に、その手段形成にあたっては、全員に公平に適用されるルールをもちいなければならない(私見では、こうすれば、個人の税負担が累進的に増加することをあらかじめ防ぐことができる。なぜなら、再分配を目的とした累進課税は、われわれがたった今否定した理論によってしか正当化できないからである)。この後の段落では、政府の責務のなかで、その履行のために資金だけでなく、私的な行為を律するルールを施行する権限まで与えられた類の任務について考えてみたい。
2. 政府が強制的な権限をもった責務のなかで、ここでとくに論じるのは、市場秩序の機能保持に係るものである。まずは、市場が効率的に機能するのに必要な競争を確保するための法的要件の問題である。最初に、企業側にかんするもの、次の労働側にかんするものを、簡単に論じておこう。
3. 企業にかんして最初にしておくべきは、独占企業と戦うことより、独占企業への支援を自制することの方が、政府にとっては重要であるということである。今日、市場秩序が人間の経済活動の一部に限定されているとすれば、それは、政府による意図的な競争制限のためである。もし政府が、保護関税、特許法、会社法などによって、独占状態を作りだしたり補助したりしていなければ、特別措置の必要な独占分野が残っていたかどうか、実のところ疑わしい。この関連で留意すべきは、第1に、独占状態は決して望ましいものではないが、避けられないことが多いということである。それには客観的な理由があるのであって、われわれの手では変えようがないし、また実際に変えたいとも思わないものなのである。第2に、政府管轄下の独占企業は、政府保護下の独占企業となって、(独占状態を)正当化する理由がなくなっても存続しやすいということである。
4. 反独占政策にかんする今日の考え方はたいてい誤っているのだが、それは、完全競争の理論によって生みだされた諸概念を適用しているからである。完全競争の理論が前提とする具体的条件は実

際には存在していない。にもかかわらず、そうした現実の状況にたいして、完全競争の理論における諸概念を適用するのは見当違いである。完全競争の理論によれば、市場に十分な数の売り手と買い手が存在し、だれも単独では意図的に価格を操作することが不可能な場合、限界費用に近い価格でそれなりの量が販売されることになる。しかし、これはなるべく多数が同じ商品を売買するような状況を作りだすことが可能であるとか、望ましいとかいうことを意味するものではない。そのような状況を作りだせない、または、作りだそうとは思わない場合でも、生産者は完全競争状態が存在する場合と同じように行動すべきだとか、完全競争の下での価格で販売すべきだというのは、意味のないことである。なぜなら、もしも完全競争が存在するとしたらどのような行動をとるべきか、またどのような価格が形成されることになるかなどということは、われわれには知りようがないからである。

5．完全競争を可能にする条件が存在しない場合においても、競争によってなにが達成されるのか、あるいは達成されるべきなのかということは、依然として重要な問題であり、それが先に第 10 節の 2 段落目以降で描いた状況である。つまり、政府その他によって望みどおりの取引や職種への参入が制限されないことを条件として成り立つものである。

6．この状況にかぎりなく近づくためには、次の 2 つの条件が必要である。第 1 に、商取引を制限するような取り決めは例外なくすべて(禁止ではなく、単に)無効、施行不可能とすること。第 2 に、実在の競争相手、あるいは潜在的な競争相手に市場での特定の行為ルールを守らせようとする差別的な行動は、損害賠償請求の対象とする。このような穏当な方法をとった方が、罰則を伴う禁止処置よりはるかに効果的な法律となると思われる。なぜなら、取引制限の契約を無効、あるいは施行不可能という程度なら、禁止規定を特筆する必要はないが、もっと厳しい措置をとれば、過去の経験が示すように、禁止規定が増え、かえって規制が骨抜きにされてしまう場合が多いからである。

7．取引制限的な契約はすべて無効、施行不可能とし、暴力や差別的行動によってその契約の遵守を強制されてはならないとするこの同じ原則ルールは、労働側にとってはいっそう重要なルールである、市場の機能を脅かすような独占的行為は今日、企業側よりも労働側においてより深刻である。そして、市場秩序の維持はなににもまして労働側を抑制できるかにかかっている。

8．というのは、こちらでの展開は、市場秩序を破壊するような 2 つの措置を政府にとらせるようになりやすく、実際、すでに多くの政府がそうしているからである。1 つは、(いわゆる「所得政策」によって)さまざまな集団にたいする適正所得を政府の権限で決定しようとする試みであり、もう 1 つは、インフレ的金融政策によって賃金の「硬直性」を打破しようとする動きである。しかし、このような一時的効果のみの金融対策で本当の問題を避けていれば「硬直性」が進むだけで、

問題の解決策ではなく、単に先延ばしにするだけの緩和措置にすぎない。

- 9 . 金融通貨政策や財政金融政策は、この論文で論じる範囲の話題ではない。これらの問題を指摘したのは、現段階では解決不可能な根本的ジレンマは、単に金融通貨対策だけでは解決できないということをお願いしたからである。その解決のためには、賃金決定の有効な方法としての市場を回復しなければならない。

さいごに

結論として、自由主義社会の規範は次のようにまとめられる。自由主義社会では、政府の強制的権限は、私が「三大消極的否定命題」と呼ぶ「平和、正義、自由」を最大の指針として規定される。その命題を達成するには、政府の強制的権限の履行は、だれにたいしても等しく適用される(抽象的ルールとして規定された)禁止条項の施行に限定される。また、その他の非強制的な行政サービスを、与えられた物質的、人的手段を使って提供する際に必要な費用分担を、同一ルールにそくして人びとに課する場合にかぎられる。

P90 ~ 93

- 2010年1月17日 林明夫記 -